

岩手県中央家畜保健衛生所庁舎清掃委託業務基準仕様書

委託業務は、この基準仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 従事者

- (1) 従事者は、作業中一定の被服を着用し、上衣には、会社名及び氏名を記載した名札を付けること。
- (2) 従事者は、満 18 歳以上の者とする。
- (3) 従事者は、本書に定める作業内容を十分に行い得る者とし、清掃について十分経験を有する者を配置すること。
- (4) 従事者は、全て身元確実な者とし、作業を行う場合は、機敏に活動するものとする。

2 作業時間等

- (1) 作業は、週 5 日（月曜日から金曜日）とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。
- (2) 作業は、概ね 7 時から 15 時までの間に行うこと。ただし、岩手県中央家畜保健衛生所長（以下「管理者」という。）が特に指示した場合は、この限りではない。
- (3) 作業に当たっては、移動した物は定位置に戻し、建物、設備等に損害を与えないようにすること。
- (4) 作業上危険を伴う場所については安全施設又は安全帽等必要な措置をとること。
- (5) 従事者は、作業を終了次第退庁すること。

3 清掃計画及び報告

- (1) 定期清掃については、4 月中に実施計画表を管理者へ提出すること。
- (2) 実施した清掃内容は、翌日（3 月については、3 月 31 日）直ちに管理者へ報告すること。

4 現場責任者の選任

受託者は、管理者との連絡調整及び業務従事者の指揮監督を行わせるため、現場責任者を選任し、別紙により盛岡広域振興局長へ報告すること。

5 清掃材料等

洗剤、ワックス、機械、器具等の清掃材料は、清掃箇所の材質に適した品質良好なものを用いること。

6 作業実施に当たっての一般的注意事項

衛生及び火気取り締まりに留意するとともに、委託者の業務に支障がないよう次の事項に十分注意すること。

- (1) 窓の開閉等により塵芥を飛散させないこと。
- (2) 作業に使用する機械、器具等の取扱いにより、衝撃、湿気等で備品その他を損傷させないこと。
- (3) 作業用材料として、引火性ガソリン及びベンジン等は絶対使用しないこと。

7 作業の一般的仕様

- (1) 作業のため、机、椅子、その他物品等を移動又は使用する場合は、丁寧に取扱い、建物、設備等に損傷を与えないように行うこと。
- (2) 水拭きは常に清潔な水を用い、拭き跡のでないように行うこと。
- (3) 拭き掃除及び埃払いは、塵芥飛散しないよう吸塵掃除機、モップ又は毛ブラシを使用すること。
- (4) ガラス器具、鏡、陶器類及び金属の部分の清掃仕上げは、良質で清掃素材に適した乾布を使用すること。
- (5) 床等を洗浄した場合は、洗剤、水分を完全に拭き取り、乾燥した後にワックスを塗布してつや出し磨きを行うこと。
- (6) 床面、壁面及び階段等に、インク、墨汁、油等の汚れがあるときは、それぞれの性質に応じた洗剤を用いて拭き取り、汚痕の出ないように行うこと。
- (7) 集積した紙屑、茶殻、汚物等の可燃物及び不燃物等は、庁舎敷地内の廃棄物処分場等所定の場所まで運搬すること。
- (8) 紙屑等の中から、廃棄することが疑問と思われる書類及び資料等を発見したときは、管理者に報告し指示を受けること。
- (9) 扉の取手、廃棄物容器等の消毒に当たっては、それぞれの目的に合った消毒用石鹼、クレゾール石鹼等を使用すること。
- (10) 金属類の磨きには、磨き剤を使用すること。
- (11) 不審物を発見した場合には直ちに管理者へ報告すること。

8 各部分毎の清掃仕様

(日常清掃)

(1) 床

ア 掃除は、塵芥飛散防止のため、フロアブラシを使用し入念に磨くこと。

イ アスタイル、プラスタイル、リノリューム床等化学建材使用の箇所は、自在箒又は真空掃除機を使用し、その他は、堅く絞った水拭きモップで塵芥を取り除くこと。

また、器具を使用できない箇所は乾いたモップで磨き出しすること。

ウ テラゾー、人造研出、クリーンカータイル等は、掃き掃除した後、ポリッシャー又は

モップで水洗いし、乾いたモップ又は電気ポリッシャーでつや出しすること。

エ フローリング、フローリングブロック、モザイクバケットブロック等木床面は、乾いた雑巾で拭いた後、電気ポリッシャー又は万能モップでつや出しすること。

オ モザイクタイル、コンクリート床は、デッキブラシにより水洗いし残水の溜まらないよう掃除すること。

(2) 湯沸室、台所、洗面所等

ア 流し及びコンロは、洗剤とタワシを用いて水あかを落とし水拭きすること。

また、棚等についても同様に行うこと。

イ 湯沸、流し台のコンクリート、モルタル塗りの腰は、水拭きすること。

(3) 手すり、扉、ノブ

乾布又は水拭きにより行うこと。

(4) 金具

窓、扉、階段及び手洗所の金具のうち、地金のものは磨粉で、メッキのものは研磨剤で磨き出し、さらに乾布で拭き光沢を放つよう磨きあげること。

(5) 打放しコンクリート類

ワイヤーブラシ等を用い、汚損部分を水洗いすること。

(6) 車庫

掃き掃除をし、土砂及び溜水を除去すること。

(7) 除雪（通路の確保）

夜間 10 c m以上の積雪にあつては、午前 8 時 30 分までに本庁舎通路の確保を行うこと。

職員の出勤後の積雪（10 c m以上）の場合は随時除雪を行うこと。

(8) その他

ア 玄関は、水洗いすること。

イ 靴拭きマット類は、水洗いすること。

ウ 巾木及び踏み込みの汚れが著しいときは、その都度洗剤を用いて清掃すること。

エ 便器は、床面清掃の都度拭き掃除を行うこと。

オ トイレットペーパー及び水石鹸は、常に補充しておくこと。

(定期清掃)

(1)床（洗浄、ワックス塗布）

ア アスタイル、プラスタイル、リノリウム床等化学建材使用の箇所は、最初に荒掃除し、次に真空掃除機を用いて掃除のうえ、床に付着している汚損物は指定剤で除去し、洗剤をもって全面にポリッシャーをかけ、汚水を拭き取った後十分乾燥し、ワックス塗布のうえさらに電気ポリッシャーをかけて磨き出しすること。

また、巾木タイルは、乾布でつや出しすること。

イ テラゾー、人造研出、クリーンカータイル貼面は、拭き掃除のうえ付着物を取り除き全

面に電気ポリッシャーを用い、洗剤で洗ったうえモップでよく拭き取り、ワックスを塗布した後電気ポリッシャーでつや出しすること。

また、電気ポリッシャー使用不能の部分は、ブラシ又は乾布類でつや出しすること。

ウ タイルカーペットは、除塵し専用洗浄機を用い、洗剤の泡等で洗浄し、汚水を回収すること。

(2)壁面、天井、照明器具

ア 手の届く範囲で塵芥を除き（原則として真空掃除機を使用のこと。）必要部分は、雑巾で水拭きすること。

イ 日常手の届かない部分は、脚立等を用いて羽根箒又は電気掃除機で塵芥を除き、清潔な水を用いて堅く絞った雑巾で水拭きすること。

ウ 照明器具は、取り外したうえで塵芥を除き、洗浄し水拭きすること。

(3)窓ガラス、窓枠、ブラインド等

ア 窓ガラスは、水拭き又は乾布で磨きあげること。

イ 窓ガラスを石鹼水又は薬液を用いて清掃した場合は乾布で磨きあげること。

ウ 窓以外の扉、間仕切り、欄間等のガラスについてもガラスの例に準じて行うこと。

また、窓枠、ブラインド等についても同様に行うこと。

エ 外部サッシは、窓から乾いたモップ、羽根箒又はブラシ等を用いて塵芥を除くこと。

9 作業要領の徹底

受託者は、従事者に対し本書の内容を周知させるとともに、作業要領等委託業務に必要な事項を教示し、及び訓練を行うこと。

10 その他

清掃業務を実施するため必要と認められる休憩室及び倉庫は、県が供与するものであること。